

◎経済産業省「持続化給付金」

前年同月比で50%以上減少している事業者



法人は200万円、個人事業者は100万円（去年の売上減少分が上限）

確定申告書類（19年）、減少月の売上台帳、通帳、身分証明

コールセンター：0120-279-292（土曜・祝日以外 8時半～19時）

ネット申請：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

①川崎会場・東急元住吉駅前・クエーサー住吉（川崎市中原区木月2-4-8）

都内会場は新宿のみ（ホテルズガーデン新宿本館2F）受付時間：9時～17時（日曜を除く）

利用希望者は事前予約が必要。書類完備なら45分で申請終了。

電話予約窓口：0570（077）866 ・午前9時～18時

◆9月より委託企業が変更になり会場が変更されました◆

◎経済産業省「家賃支援給付金」

直近1ヵ月の支払賃料の2/3（37.5万円以下の個人の場合）の6倍を給付

5～12月の売上高が前年同月比で50%以上減少している事業者、または

連続する3ヵ月の合計が全年同期比30%以上減少している事業者

駐車場・置き場、事業用途の自宅（税申告済）も対象！

確定申告書類（19年）、減少月の売上台帳、通帳、身分証明、不動産賃貸契約書、

直近3ヵ月分の支払いを証明できるもの

コールセンター：0120-653-930（土曜・祝日以外 8時半～19時）

①TKPLuz 大森カンファレンスセンター（JR大森駅東口安田病院前・大森北1の10の14）

②TKP 貸会議室川崎駅前（京急・JR川崎駅東口徒歩3分・駅前本町5-2 大星川崎ビル4F）

③川崎日航ホテル（10時～・JR川崎駅東口徒歩1分・日進町1 川崎日航ホテル8F）

受付時間：9時～17時 書類完備なら75分で申請終了。

利用希望者は事前予約が必要。

電話予約窓口：0120-150-413 ・午前9時～18時

◎東京都「家賃等支援給付金」 ※8月17日～2月15日

給付総額：月額家賃の4分の1（個人事業主：家賃月額37.5万円以下の場合）

コールセンター：03-6626-3300（全日9時～19時）

経産省の家賃支援給付金の受給決定はがきと当時の必要書類、誓約書が必要

◆オンライン申請か郵送申請のみ◆



◎土建国保料の減免について ①または、②であること

①20年2～7月(6ヵ月)までの任意の2ヵ月を選び、合計収入の6倍が19年の年間収入より30%以上減少していること

②20年2～11月(10ヵ月)までの8月以降分を含む任意の4ヵ月を選び、合計収入の3倍が19年の年間収入より30%以上減少していること

19年度確定申告書・源泉徴収票、売上台帳・給与明細書等(20年該当分)、減免・減少報告書等
*減免額(払い戻し額)

減少率30%以上で4ヵ月相当分 40%以上で6ヵ月相当分 50%以上8ヵ月相当分

◎大田区介護保険料の減免について(65歳以上の介護保険料)



20年2月～21年3月分介護保険料を減免

事業収入等(20年見込み)の減少額が19年収入の30%以上であること

19年合計所得金額が200万円以下の場合全額減免、200万円超の場合8割減免

他所得がある場合は調整有

申請先:大田区役所福祉部介護保険課 保険料担当(本庁舎3階 13番窓口)

問合せ先:5744-1491

◎大田区中小企業融資あっせん「新型コロナウイルス対策特別資金」

直近1ヵ月の売上が前年比5%以上減少している事業者



融資限度額:5000万円 返済期間:108ヵ月以内

利率:1.5%以下(区が全額負担のため本人利息なし)

申込期限:6月30日から当面の間延長

申込先:大田区産業振興課(大田区産業プラザPIO2階) 問合せ先:3733-6185

◎中央労働金庫



1) 中小企業従業員融資

最高100万円、最長5年、金利1.8%(都が負担、実質なし)

必要書類:免許証、健康保険証、源泉徴収票、実印、印鑑証明書

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

2) 緊急生活応援ローン(事業主・一人親方・従業員向け) 独自提携

最高100万円、最長10年、金利1.5%(金利1年目のみ支部

負担・後払い) 必要書類:免許証、健康保険証、確定申告書3年分

申込先:労金蒲田支店(蒲田5-13-23)

問合せ先:3738-6251